

仕様書

業務名：沖縄県立糸満青少年の家樹木伐採等業務その2

業務場所：沖縄県立糸満青少年の家（糸満市賀数 347）

履行期間：契約締結日から令和7年3月31日（土曜日）まで

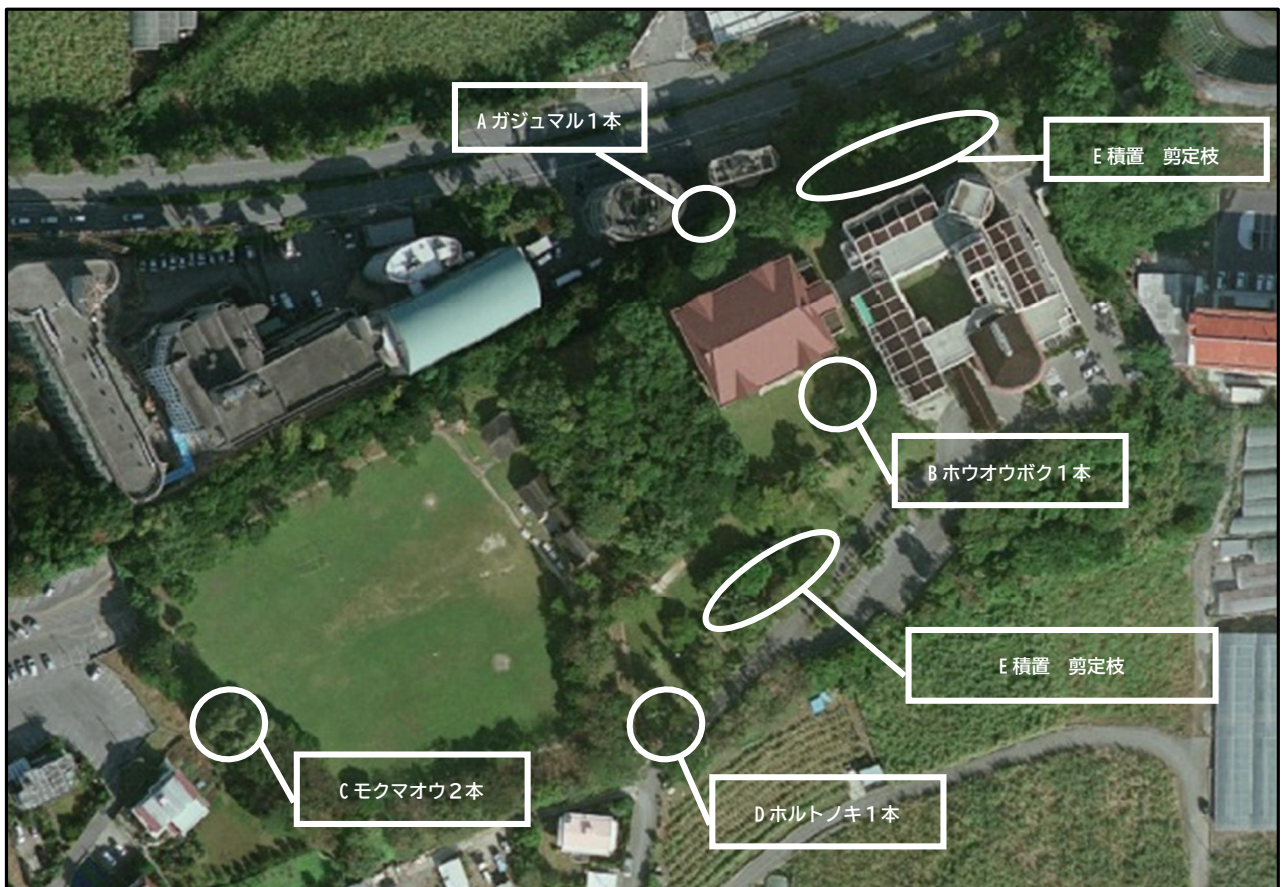
1 目的

本業務は隣地との境界付近にあり枝が越境している樹木や枯れ木等を伐採し、越境や倒木、落枝の対策等を行うことを目的とする。

2 業務概要

- (1) 樹木伐採（樹木が抱えている岩の破壊・撤去を含む。）
- (2) 伐採後の樹木がまた生えてこないように伐採後の切株に除草剤を注入し根まで枯らせること。
※切株に除草剤を注入後はビニールシートで被う等、必要な保護を行うこと。
※除草剤は対象外の樹木に影響がないよう配慮すること。
- (3) 伐採した樹木及び敷地内に積み置きされている剪定枝等の搬出撤去。

3 対象箇所（※詳細は現場確認を行うこと）



4 樹木写真



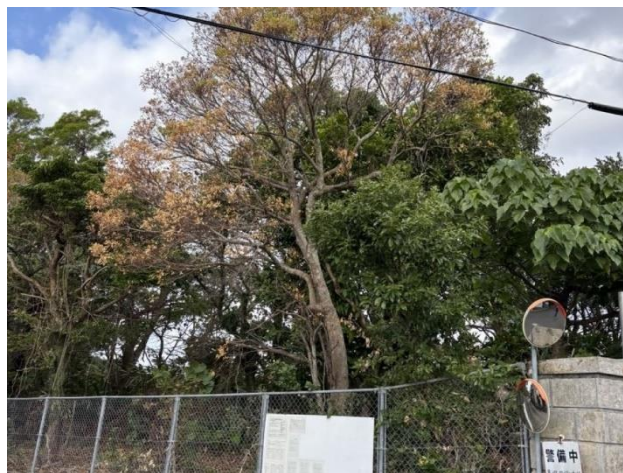
A ガジュマル



B ホウオウボク



C モクマオウ



D ホルトノキ



E 剪定枝 (※詳細及び他箇所は現場確認すること)

5 安全管理

- (1) 業務箇所が青少年の家の施設内であるため、施設利用者に危険がないよう安全面に特に注意すること。
- (2) 業務実施に当たっては安全を確保し、適切な事故防止対策を図ること。
- (3) 業務実施の際に施設の建物、設備又は備品等に損害を与えた場合は現状復旧すること。
- (4) 発生材等の運搬時に、積載物の落下等により道路及びその他の箇所を汚損した場合は、ただちに清掃復旧すること。
- (5) 業務履行により生じた発生材等は早急に撤去し、利用者に危険が生じないようにすること。

6 現場確認

必要に応じて現場確認を行うこと。その際は施設に事前連絡を行い日時調整すること。

対応可能：午前 10 時から午後 17 時まで

連絡先：糸満青少年の家 電話番号：098-994-6342

7 その他

- (1) 業務履行にあたっては施設管理者、その他関係者と十分な調整を行うこと。
- (2) 契約後は業務中の安全管理等について記載した計画書及び工程表を提出すること。
- (3) 本仕様書及び契約書に記載なき事項は委託者と受託者で協議し決定するものとする。